

共通仕様書（農林水産土木工事編）一本文一 新旧対照表

新（令和6年4月1日）					旧（令和5年4月1日）				
第1章 総則 第1節 総則 第101条～第102条 （省略） 第103条 段階確認 1 （省略） 表1 「段階確認一覧」					第1章 総則 第1節 総則 第101条～第102条 （省略） 第103条 段階確認 1 （省略） 表1 「段階確認一覧」				
一般：一般監督 重点：重点監督					一般：一般監督 重点：重点監督				
種別	細別	確認時期	確認項目	確認の頻度	種別	細別	確認時期	確認項目	確認の頻度
～～省略～～					～～省略～～				
ため池等堤体土工 (掘削工)		掘削完了時	雑物確認、 <u>基礎</u> <u>地盤面</u>	1回／1工事	ため池等堤体土工 (掘削工)		掘削完了時	雑物確認 <u> </u>	1回／1工事
～～省略～～					～～省略～～				
<u>法切工</u>		<u>法切完了時</u>	<u>高さ</u> <u>斜長</u> <u>角度</u>	<u>1回／1工事</u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u> <u> </u> <u> </u>	<u> </u>
注) (省略) 第104条～第109条 (省略)					注) (省略) 第104条～第109条 (省略)				
第2節 材料 第110条～第111条 (省略)					第2節 材料 第110条～第111条 (省略)				

共通仕様書（農林水産土木工事編）一本文一 新旧対照表

新（令和6年4月1日）	旧（令和5年4月1日）
<p>(3) 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品 （省略）</p> <p><u>J I S G 5525（排水用鋳鉄管）</u> （省略）</p> <p><u>J D P A G 1042（NS形ダクタイル鋳鉄管） 記号 D 1,D 2,D S</u></p> <p><u>J D P A G 1046（PN形ダクタイル鋳鉄管） 記号 D 1～D 4</u></p> <p><u>J D P A G 1053-2020（ALW形ダクタイル鋳鉄管）</u> <u>記号 AL 1、AL 2、AW</u></p> <p>(4) ボルト用鋼材</p> <p><u>J I S G 5502（球状黒鉛鋳鉄品） 記号 F C D</u></p> <p>(5) 鋼材二次製品（鋼製支保工）</p> <p><u>J I S G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管） 記号 S T K</u></p> <p>(6) 鋼材二次製品（バルブ類） （省略）</p>	<p>(3) 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品 （省略）</p> <p><u>J I S G 5501（ねずみ鋳鉄品）</u> 記号 F C</p> <p>（省略）</p> <p>(4) ボルト用鋼材</p> <p><u>J I S B 1198（頭付きスタッド）</u></p> <p><u>J I S M 2506（ロックボルト及びその構成部品）</u></p> <p>(5) 鋼材二次製品（バルブ類） （省略）</p>

共通仕様書（農林水産土木工事編）—本文— 新旧対照表

新（令和6年4月1日）	旧（令和5年4月1日）
<p>第113条 合成樹脂製品等 （省略） （1）合成樹脂製品 （省略） <u>J I S K 9797（リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管）</u> <u>J I S K 9798（リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管）</u> （省略）</p> <hr/> <p><u>J W W A K 129（水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管）</u> <u>J W W A K 130（水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管継手）</u> <u>F R P M K 111（強化プラスチック複合管内圧管）</u> <u>F R P M K 111L（強化プラスチック複合管内挿用内圧管）</u></p> <hr/> <p>（2）（省略） 第114条 （省略）</p> <p>第3節 塗料 第115条 （省略） 第116条 鋼管塗装 （1）直管、異形管部 <u>W S P A - 101（農業用プラスチック被覆鋼管）</u> 内面 J I S G 3443-4 （水輸送用塗覆装鋼管－第4部：内面エポキシ樹脂塗装） 外面 J I S G 3443-3 （水輸送用塗覆装鋼管－第3部：外面プラスチック被覆）</p> <hr/>	<p>第113条 合成樹脂製品等 （省略） （1）合成樹脂製品 （省略）</p> <hr/> <p>（省略） <u>J W W A K 127（水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管）</u> <u>J W W A K 128（水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管継手）</u></p> <hr/> <p><u>F R P M K 1111及び2111（強化プラスチック複合管内圧管）</u></p> <hr/> <p>（2）（省略） 第114条 （省略）</p> <p>第3節 塗料 第115条 （省略） 第116条 鋼管塗装 （1）直管、異形管部</p> <hr/> <p>内面 J I S G 3443-4 （水輸送用塗覆装鋼管－第4部：内面エポキシ樹脂塗装） 外面 J I S G 3443-3 （水輸送用塗覆装鋼管－第3部：外面プラスチック被覆） <u>W S P A - 101-2005（農業用プラスチック被覆鋼管）</u></p> <hr/>

共通仕様書（農林水産土木工事編）—本文— 新旧対照表

新（令和6年4月1日）	旧（令和5年4月1日）
<p>(2) _____ 継手部 内 面 J W W A K 135 _____ （水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法） 外 面 W S P 012 _____ （<u>長寿命形</u>水道用 _____ ジョイントコート） J W W A K 153 (<u>水道用ジョイントコート</u>) 第 117 条 ダクタイル鋳鉄管塗装 (1) 直管部 内 面 （省略） <u>J I S G 5528</u>（エポキシ樹脂粉体塗料） <u>J W W A K 135</u>（液状エポキシ樹脂塗料） <u>J W W A K 137</u>（無溶剤形エポキシ樹脂塗料） （省略） (2) 異形管部 内 面 （省略） <u>J I S G 5528</u>（エポキシ樹脂粉体塗料） <u>J W W A K 135</u>（液状エポキシ樹脂塗料） <u>J W W A K 137</u>（無溶剤形エポキシ樹脂塗料） 外 面 （省略） (3) 継手部 （省略） <u>J I S G 5528</u>（エポキシ樹脂粉体塗料） <u>J W W A K 135</u>（液状エポキシ樹脂塗料） <u>J W W A K 137</u>（無溶剤形エポキシ樹脂塗料） 第 4 節 緑化材料 第 118 条～第 121 条 （省略）</p>	<p>(2) <u>鋼管塗装</u> 継手部 内 面 J W W A K 135 <u>-2004</u> （水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法） 外 面 W S P 012 <u>-2006</u> （ _____ 水道用 <u>塗覆装鋼管</u> ジョイントコート） J W W A K 153 (<u>耐衝撃シート</u>) 第 117 条 ダクタイル鋳鉄管塗装 (1) 直管部 内 面 （省略） _____ _____ _____ （省略） (2) 異形管部 内 面 （省略） _____ _____ _____ 外 面 （省略） (3) 継手部 （省略） _____ _____ _____ 第 4 節 緑化材料 第 118 条～第 121 条 （省略）</p>

共通仕様書（農林水産土木工事編）—本文— 新旧対照表

新（令和6年4月1日）	旧（令和5年4月1日）
<p>第122条 種子</p> <p><u>1 受注者は、種子の購入に際して種子品質証明書等を添付させることを原則とする。なお、発芽率等が不明なものは、発芽試験を行って、発芽率を確認しなければならない。</u></p> <p><u>2 受注者は、外来種（トールフェスク・レッドトップ・オーチャードグラス等）を使用する場合は、施工範囲外に播種してはならない。また、使用しない種子を放置してはならない。</u></p> <p>第123条～第126条 （省略）</p> <p>第2章～第3章 （省略）</p> <p>第4章 ほ場整備工 第1節～第3節 （省略） 第4節 用・排水路工 第417条 用・排水路工 1～3 （省略）</p> <p><u>4 受注者は、排水路の分土工（合流工）の施工にあたり、必要に応じて通水断面を阻害しないよう切り欠き（開口部）を設けなければならない。</u></p> <p>第418条～第419条 （省略）</p> <p>第5節～第7節 （省略）</p>	<p>第122条 種子</p> <p>___ 受注者は、種子の購入に際して___品質証明書等を添付させることを原則とする。なお、発芽率等が不明なものは、発芽試験を行って、発芽率を確認しなければならない。</p> <hr/> <p>第123条～第126条 （省略）</p> <p>第2章～第3章 （省略）</p> <p>第4章 ほ場整備工 第1節～第3節 （省略） 第4節 用・排水路工 第417条 用・排水路工 1～3 （省略）</p> <hr/> <p>第418条～第419条 （省略）</p> <p>第5節～第7節 （省略）</p>

共通仕様書（農林水産土木工事編）—本文— 新旧対照表

新（令和6年4月1日）	旧（令和5年4月1日）
<p>4 受注者は、<u>盛土材料</u>について締固め密度が確保できる含水比範囲のものを使用し、<u>一層の含水比をできるだけ均一としなければならない。</u></p>	<p>4 受注者は、<u>用土</u>について締固め密度が確保できる含水比範囲のものを使用し、<u>_____</u>なければならない。</p> <p>5 <u>受注者は、盛土材料について、一層の含水比をできるだけ均一としなければならない。</u></p>
<p>5 受注者は、<u>堤体盛土の採取及び搬入</u>について、<u>1日計画盛土量程度とし、降雨、降雪その他の事由により盛土を中断し、搬入土が余る場合、覆いなどを施して過湿あるいは乾燥土とならないよう処置</u>しなければならない。</p>	<p>6 受注者は、<u>用土掘削</u>については<u>1日計画盛土量程度とし、降雨、降雪その他事情により残土が生じた場合は_____覆いなどを<u>行い、不適用土</u>とならないよう<u>処理</u></u>しなければならない。</p> <p>7 <u>受注者は、良質な土質であっても凍結しているものは使用してはならない。</u></p>
<p>6 受注者は、<u>堤体盛土のまき出し及び転圧に当たり</u>、<u>_____</u>原則として堤体の縦断方向に施工するものとし、横断方向に層状にならないよう<u>_____</u>注意しなければならない。 <u>ただし、樋管設置のための開削部で作業が困難な場合はこの限りでない。</u></p>	<p>8 受注者は、<u>_____</u>まき出し<u>_____</u>転圧に<u>あたって、特記仕様書</u>によるほかは原則として堤体の縦断方向に施工するものとし、横断方向に層状にならないよう<u>特に</u>注意しなければならない。</p>
<p>7 受注者は、<u>_____</u>まき出した<u>土を、_____</u>その日のうちに<u>締固め_____</u>なければならない。</p>	<p>9 受注者は、<u>堤体上にまき出した用土について、必ず</u>その日のうちに<u>転圧を完了し</u>なければならない。</p>
<p>8 受注者は、床掘り部の盛土において、湧水のあるときはこれを排除して十分に締固めなければならない。なお、排除の方法等については、<u>監督員と協議</u>しなければならない。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p>
<p>9 受注者は、<u>地山及び既成盛土との接触面</u>について特に十分に締固めなければならない。</p>	<p>_____</p>
<p>10 受注者は、転圧作業に当たり、ローラの転圧幅は<u>_____</u>30cm以上重複させなければならない。</p>	<p>10 受注者は、転圧作業にあたり、ローラの転圧<u>巾は少なくとも</u>30cm以上重複させなければならない。</p>

共通仕様書（農林水産土木工事編）一本文一 新旧対照表

新（令和6年4月1日）	旧（令和5年4月1日）
<p>11 受注者は、法面部の盛土について、規定以上の寸法の広さまでまき出し、十分締固めを行<u>うものとする。また、</u>はみ出した部分は、盛土完了後に切<u>り取り、丁寧に土羽打ちをして法面を</u>仕上げるものとする。</p>	<p>11 受注者は、地山または既成盛土との接触面及び地形上ローラの使用が不可能な箇所の転圧に際しては、地山との密着及び既成盛土との均一化について特に留意し、タンパにより入念に締固めをしなければ<u>ならない。</u></p> <p>12 受注者は、法面部の盛土について 規定以上の寸法の広さまでまき出し、十分締固めを行<u>い、</u>はみ出した部分は 盛土完了後に切<u>取って</u>仕上げるものとする。</p> <p>(1) 床掘部の埋戻しは基礎及び刃金土の接触を密にし、湧水のあるときは処置対策を立てて監督員と協議のうえ、処理し突固めなければ<u>ならない。</u></p> <p>(2) 一層の仕上り厚さは、遮水性ゾーン及び前ランダムゾーンは 20 cm以下、後ランダムゾーンは 30 cm以下で施工しなければ<u>ならない。</u></p> <p>(3) 次の層の盛土を行うときは、表面を掻き起こした後に施工するものとする。なお、掻き起こしに際しては、過大に掘り起こさないよう注意すること。 また、乾燥が甚だしいときは散水し、概ね最適含水比より湿潤側で施工するものとする。<u></u></p> <p>(4) 降雨、出水、凍結、干天などにより過湿または亀裂を生じた部分はすべて除去しなければ<u>ならない。</u></p> <p>(5) 築堤現場は常に排水を十分にし、雨水等が盛土部分に残留しないように、緩勾配となるよう仕上げなければ<u>ならない。</u></p> <p>(6) 転用土の使用に際しては、監督員の承諾を得てから使用するものとする。<u></u></p> <p>(7) 盛土面の冰雪や霜柱、凍結した盛土表土は、必ず除去した後転圧しなければ<u>ならない。</u></p>

共通仕様書（農林水産土木工事編）一本文一 新旧対照表

新（令和6年4月1日）	旧（令和5年4月1日）
	<p>(8) 余盛は沈下を考慮し設計図書に基づき雨水等が残留しないよう仕上げるものとする。また、余盛の材料は乾燥収縮によるクラックを生じにくい材料とする。なお、余盛について設計図書に示されていない場合は、余盛の形状・寸法とについて監督員と協議しなければならない。</p> <p>(9) 盛土の含水比あるいは締固め密度が所定の値を満足していない場合、その1層を廃棄あるいは再締固めしなければならない。</p> <p>(10) まき出し土中に過大な粒径（仕上げ厚さの1/3以上）の石、不良土及びその他草木根等がある場合、これを除去しなければならない。</p> <p>(11) 岩盤面に盛り立てする場合、浮石やオーバーハング部を取り除き、十分清掃のうねコンタクトクレイ※1をはり付けた後施工しなければならない。</p>
<p>12 受注者は、冬期の盛土において、盛土面の氷雪又は凍土、霜柱は必ず除去して転圧しなければならない。 また、含水比あるいは締固め密度が所定の値を満足していない場合、その1層を廃棄あるいは再締固めしなければならない。</p>	
<p>13 受注者は、盛土の施工中において、材料の不適若しくは転圧の不十分、又は受注者の不注意によって湧水あるいは盛土法面の崩壊があった場合、その部分及びこれに関連する部分の盛土について再施工しなければならない。</p>	
<p>14 受注者は、盛土現場の排水を常に十分行い、雨水等が盛土部分に残留しないよう緩勾配を付けて仕上げるものとする。</p>	
<p>15 受注者は、転圧後平滑面ができた場合、次層との密着を図るため、かき起こしをしてから次のまき出しを行わなければならない。かき起こしに際しては、転圧面に数cmの凹凸、爪痕ができる程度とし、過大に掘り起こさないよう注意する。</p>	

共通仕様書（農林水産土木工事編） 一本文一 新旧対照表

新（令和6年4月1日）	旧（令和5年4月1日）
<p>16 受注者は、まき出し面が乾燥した場合は散水等により、まき出し材料と同程度の含水比となるよう調整し施工しなければならない。</p>	
<p>17 受注者は、まき出し土中に過大な粒径の岩石、不良土及びその他草木根等がある場合、これを除去しなければならない。</p>	
<p>18 受注者は、岩盤面に盛土する場合、浮石やオーバーハング部を取り除き、十分清掃のうえコンタクトクレイをはり付けた後施工しなければならない。また、コンタクトクレイを施工するときは、その厚さ及び施工方法について、監督員と協議しなければならない。</p>	
<p>19 受注者は、締固めに当たり、過転圧による品質の低下に十分注意し、適正な盛土管理のもとに施工しなければならない。</p>	
<p>20 受注者は、締固め後、乾燥によるクラックが発生した場合、その処理範囲について監督員と協議し、健全な層まで取り除き再施工しなければならない。</p>	
<p>21 受注者は、盛土作業ヤード上で締固め機械を急旋回させてはならない。</p>	
<p>22 余盛は沈下を考慮し設計図書に基づき雨水等が残留しないよう仕上げるものとする。また、余盛の材料は乾燥収縮によるクラックを生じにくい材料とする。 なお、余盛について設計図書に示されていない場合は、余盛の形状・寸法について監督員と協議しなければならない。</p>	
<p>※「コンタクトクレイ」とは、土質材料と基礎岩盤面あるいはコンクリート構造物が接する箇所において密着性をより高めるために貼り付ける粘土質材料をいう。</p>	

共通仕様書（農林水産土木工事編）一本文一 新旧対照表

新（令和6年4月1日）	旧（令和5年4月1日）
<p><u>第507条 深層改良工</u></p> <p><u>1 受注者は、セメント系ミルクによる地盤改良の施工方法等を施工計画書に記載しなければならない。なお、これに以外の改良方法を行う場合には、監督員と協議しなければならない。</u></p> <p><u>2 受注者は、セメント系ミルクを混合し柱状の固結体を形成し、基礎地盤に所要のせん断耐力を確保するものとする。</u></p> <p><u>3 受注者は、地盤改良に当たり、改良むらを無くし、十分な強度が得られるよう慎重に施工しなければならない。</u></p> <p><u>4 受注者は、セメント系ミルクを混合し所定の養生期間を経た後、改良による盤ぶくれをバックホウ等により計画の高さまで撤去しなければならない。なお、撤去したものの処理方法については設計図書によるものとする。</u></p> <p><u>5 受注者は、設計図書に示す種類の固化材を使用するものとする。</u></p> <p><u>6 受注者は、深層改良工の施工に先立ち、室内配合試験を行い、使用するセメント系ミルクの添加量について監督員の承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>7 受注者は、配合試験に用いる土質試料について、現況池底堆積泥土より下方から採取するものとする。</u></p> <p><u>8 受注者は、改良深さについて、設計図書に定める深度まで行わなければならない。</u></p> <p><u>9 受注者は、施工に先立ってサウンディング試験等により現況地盤の確認を行い、その結果を監督員に報告するものとする。</u></p> <p><u>10 受注者は、施工に際して、ミルク注入量、運転時間等を自記記録計により管理しなければならない。</u></p> <p><u>11 受注者は、セメント系固化材を使用する場合、浸透流出水のpHを測定するものとする。なお、測定方法等については、監督員の指示を受けるものとする。</u></p>	<p><u>[新設]</u></p>

共通仕様書（農林水産土木工事編）一本文一 新旧対照表

新（令和6年4月1日）	旧（令和5年4月1日）
<p><u>[削除]</u></p>	<p><u>第504条 附帯構造物</u></p> <p><u>1 受注者は、施工に際して該当各章によるものとし、後日漏水の原因とならないよう入念に施工しなければならない。</u></p> <p><u>2 洪水吐、底樋管及び止水壁など構造物周辺の盛土について、土とコンクリートの境界面が水みちとならないよう、タンパを使用して十分に締固めなければならない。</u> <u>また、コンクリート面と盛土が密着するよう適切に措置するものとする。</u></p> <p><u>3 受注者は、上流法面保護のための石張、コンクリートブロック張等の施工にあたっては、設計図書によるほか監督員の指示により行わなければならない。</u></p> <p><u>※1 「コンタクトクレイ」とは、土質材料と基礎岩盤面あるいはコンクリート構造物が接する箇所において密着性をより高めるために貼り付ける粘土質材料をいう。</u></p>

共通仕様書（農林水産土木工事編）一本文一 新旧対照表

新（令和6年4月1日）	旧（令和5年4月1日）
<p><u>第3節 洪水吐工</u> <u>第508条 洪水吐工</u> <u>1 受注者は、堰体に接する部分の掘削に当たり、発破と過掘りを避けて基礎地盤を緩めないようにしなければならない。また、洪水吐の越流堰設置箇所部分の掘削は、正確な断面を保持しなければならない。</u> <u>2 受注者は、設計図書に掘削土等の流用計画が示されている場合、流用工種との工程調整を図り所定量を確保しなければならない。</u> <u>3 受注者は、特に堰体コンクリートと岩盤の密着について留意し、浮石等を除去、清掃のうえモルタルを敷均して施工しなければならない。</u> <u>4 受注者は、堤体越流部及び放水路の断面形状等について、設計図書によるものとし、表面に生じた空隙にはモルタルを充填し、突起部はすべて削り取って平滑に仕上げなければならない。</u> <u>5 受注者は、洪水吐周辺の盛土について、土とコンクリートの境界面が水みちとならないように施工しなければならない。</u> <u>6 受注者は、設計図書のとおり床版ずれ止めアンカーを正確に取付なければならない。</u> <u>7 受注者は、洪水吐工の施工に当たり、掘削から完成までの各段階で監督員の確認を受けなければならない。</u></p>	<p><u>[新設]</u> <u>[新設]</u></p>

共通仕様書（農林水産土木工事編）一本文一 新旧対照表

新（令和6年4月1日）	旧（令和5年4月1日）
<p><u>第4節 取水施設</u></p> <p><u>第509条 取水施設（本体）</u></p> <p><u>1 受注者は、底樋管巻立コンクリート及び止水壁周辺の盛土について、境界面が水みちとならないよう、十分に締固めなければならない。また、締固め機械によって底樋管等に損傷を与えないように注意して施工しなければならない。</u></p> <p><u>2 受注者は、取水施設設置のための現況堤体開削部について、盛土材料と旧堤体土とのなじみをよくするため境界面のかき起しや散水を行うものとし、堤体開削部より漏水することのないように施工しなければならない。</u></p> <p><u>3 受注者は、設計図書に示すとおり取水施設の継手を設置しなければならない。なお、盛土の圧密沈下等により支障を生じないようにしなければならない。</u></p> <p><u>4 受注者は、堤体盛土に支障のないよう工程上余裕を持って底樋管を設置するものとする。</u></p> <p><u>5 受注者は、斜樋管の管体に損傷を与えないよう丁寧に取り扱い、継手は水密になるよう接合しなければならない。</u></p> <p><u>6 受注者は、底樋管と斜樋管の取付部、斜樋管の取水孔部、施工継手等は漏水のないよう施工しなければならない。</u></p> <p><u>7 受注者は、取水施設の施工に当たり、掘削から完成までの各段階で監督員の確認を受けなければならない。</u></p> <p><u>第510条 取水施設（ゲート及びバルブ製作）</u></p> <p><u>1 受注者は、製作に使用するすべての材料について、水圧に耐える強度を有し、各種形状寸法は正確に設計図書に適合したものでなければならない。</u></p> <p><u>2 受注者は、鋳鋼、鋳鉄、砲金等の鋳造品は十分押湯をし、表面平滑であって、鋳房、気泡、その他鋳造上の欠点のないものでなければならない。</u></p>	<p><u>[新設]</u></p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>[新設]</u></p>

共通仕様書（農林水産土木工事編）一本文一 新旧対照表

新（令和6年4月1日）	旧（令和5年4月1日）
<p><u>第511条 取水施設（取水ゲート）</u></p> <p><u>1 受注者は、扉体の主横桁は設計最大水圧を均等に受ける位置に配置しなければならない。</u></p> <p><u>2 受注者は、シートフレームの設計、製作に当たり、コンクリートにより弾性支持されるレールと考えられるので、扉体に作用する水圧を有効かつ安全にコンクリートへ分布伝達できるようにしなければならない。</u></p> <p><u>3 受注者は、水密部となる扉体及びシートフレームを平削加工したうえ、共摺合せを十分に行い完全なる水密を保たなければならない。</u></p> <p><u>4 受注者は、スルースバルブの開閉装置について、おねじ及びめねじがその荷重に耐えられる構造としなければならない。</u></p> <p><u>5 受注者は、おねじの軸受部について、開閉が容易に行えるようにベアリングを装置しなければならない。</u></p> <p><u>6 受注者は、開閉装置に開閉度を表示する目盛板とハンドルの回転方向による開閉別を区分できる表示板を取付けなければならない。</u></p> <p><u>第512条 取水施設（土砂吐ゲート）</u></p> <p><u>1 受注者は、扉体の主桁は設計最大水深を均等に受ける位置に配置し、その水圧に対して十分な強度を有する構造としなければならない。</u></p> <p><u>2 受注者は、シートフレームの設計、製作に当たり、コンクリートにより弾性支持されるレールと考えられるので、扉体に作用する水圧を有効かつ安全に側壁コンクリートへ分布伝達できるようにしなければならない。</u></p> <p><u>3 受注者は、水密部となる扉体及びシートフレームを平削加工したうえ、共摺合せを十分に行い完全なる水密を保たなければならない。</u></p> <p><u>4 受注者は、開閉が円滑に行える構造としなければならない。</u></p>	<p><u>[新設]</u></p> <p><u>[新設]</u></p>

共通仕様書（農林水産土木工事編）一本文一 新旧対照表

新（令和6年4月1日）	旧（令和5年4月1日）
<p><u>第5節 浚渫</u></p> <p><u>第513条 土質改良工（ため池浚渫）</u></p> <p><u>1 受注者は、浚渫に取りかかる前に目視によって現地の浚渫範囲を示した図面を作成するとともに、監督員の確認を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 受注者は、泥土の改良について、その施工方法等を施工計画に記載しなければならない。</u></p> <p><u>3 受注者は、固化材により泥土の改良を行う場合、所定の添加量となるようにヤードを決めバックホウ等で固化材を散布するものとする。</u></p> <p><u>4 受注者は、固化材による泥土の改良について、バックホウ等により所定の深さまで泥土と固化材を混合・攪拌するものとし、目視による色むらがなくなるまで行うものとする。</u></p> <p><u>5 受注者は、固化材を混合・攪拌した後、バックホウ等により改良土を均すものとする。</u></p> <p><u>6 受注者は、設計図書に示す種類の固化材を使用するものとする。</u></p> <p><u>7 受注者は、土壌改良工の施工に先立ち、室内配合試験を行い、使用する固化材の添加量について監督員の承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>8 受注者は、セメント系固化材により改良する場合、浸透流出水のpHを測定するものとする。</u> <u>なお、測定方法等については、監督員の指示を受けるものとする。</u></p> <p><u>9 受注者は、泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する場合、「建設汚泥処理土利用基準」の第4種処理土相当以上（コーン指数（qc）が200kN/m²以上又は一軸圧縮強度（qu）が50kN/m²以上）に改良しなければならない。なお、第4種処理土相当以下の泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合は、監督員と協議するものとする。</u></p>	<p><u>[新設]</u></p> <p><u>[新設]</u></p>

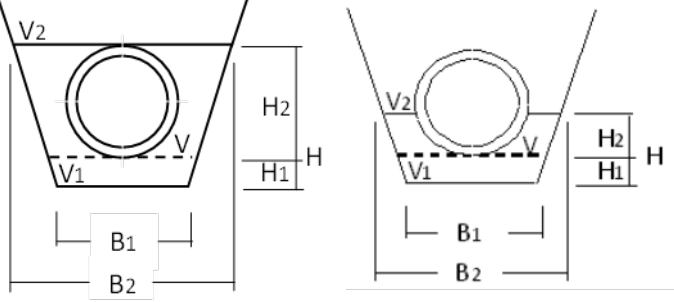
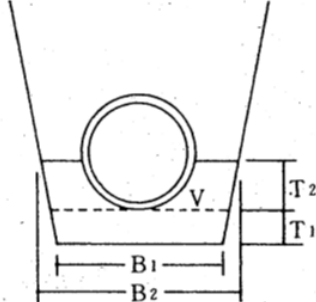
共通仕様書（農林水産土木工事編）一本文一 新旧対照表

新（令和6年4月1日）	旧（令和5年4月1日）
<p><u>10 受注者は、浚渫土を他事業、他工事で再利用する場合、事前に浚渫土に含まれる有害物質に関する試験を行い、「土壤汚染対策法」を満たしていることを確認するものとする。なお、基準を満たしていない場合は監督員と協議するものとする。</u></p>	

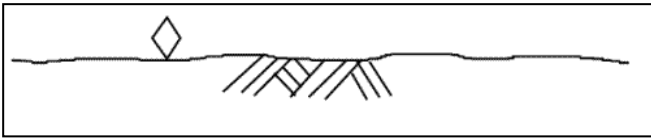
共通仕様書（農林水産土木工事編）「出来形管理基準及び規格値」 新旧対照表

工種	新（令和6年4月1日）		旧（令和5年4月1日）	
1 水路工事 3 コンクリート 二次製品水路	項目 規格値(mm)	(省略)	項目 規格値(mm)	(省略)
	測定基準	(省略)	測定基準	(省略)
	摘要	<u>3次元データによる出来形管理を断面管理で実施する場合にも適用することができる。</u>	摘要	<u>[新設]</u>
1 水路工事 6 開水路（現場打）	項目 規格値(mm)	(省略)	項目 規格値(mm)	(省略)
	測定基準	(省略)	測定基準	(省略)
	摘要	<u>3次元データによる出来形管理を断面管理で実施する場合にも適用することができる。</u>	摘要	<u>[新設]</u>
1 水路工事 7 サイホン （現場打）	項目 規格値(mm)	①基準高（V）±50 (省略)	項目 規格値(mm)	①基準高（V）±30 (省略)
	測定基準	(省略)	測定基準	(省略)
	摘要	(省略)	摘要	(省略)
1 水路工事 10 水路トンネル	項目 規格値(mm)	(省略) ②巻厚（T） (省略)	項目 規格値(mm)	(省略) ②厚さ（T） (省略)
	測定基準	1. 基準高、巻厚、幅、高さについては1スパンに1ヶ所の割合で測定する。 (省略)	測定基準	1. 基準高、厚さ、幅、高さについては1スパンに1ヶ所の割合で測定する。 (省略)
	摘要	<u>[削除]</u>	摘要	<u>⑧支保工幅の管理は特記仕様書による。</u>

共通仕様書（農林水産土木工事編）「出来形管理基準及び規格値」 新旧対照表

工種	新（令和6年4月1日）		旧（令和5年4月1日）	
1 水路工事 15 管水路埋設工	項目 規格値(mm)	① <u>高さ (H) ±30</u> ② <u>幅 (B) -100</u> <u>ただし、土留工の場 合は管理不要とする。</u>	項目 規格値(mm)	① <u>基準高 (V) ±30</u> ② <u>厚さ (H) -30</u> ③ <u>幅 (B) -100</u>
	測定基準		測定基準	
	摘要	<u>基礎材が異なる場合は種類毎に測定する。高さ (H)の管理は、V2-V1で算出するものとする。</u>	摘要	<u>[新設]</u>
2 ほ場整備工事 1 耕土深	項目 規格値(mm)	① <u>厚さ (T) -20%</u>	項目 規格値(mm)	① <u>厚さ (T) -20%</u> <u>厚さでは設計値の80%で、平均 値が設計厚以上。</u>
	測定基準	<u>標高差測定または坪堀による。</u> a 1区画 90a 以上については 20 点を標準とする。 b 1区画 30a 以上 90a 未満については 12 点を標準とする。 c 1区画 30a 未満については 9 点を標準とする。	測定基準	<u>厚さ</u> <u>標高差を測定する。</u> a 1区画 90a 以上については 20 点を標準とする。 b 1区画 30a 以上 90a 未満については 12 点を標準とする。 c 1区画 30a 未満については 9 点を標準とする。 <u>(試掘)</u> <u>20a あたり 1 点 1 区画 20a 未満については 2 点</u>
	摘要		摘要	

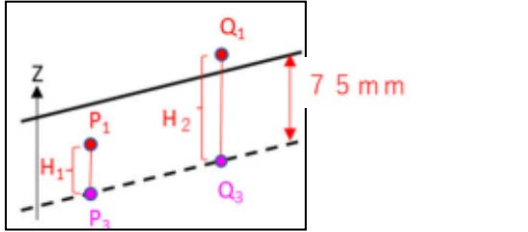
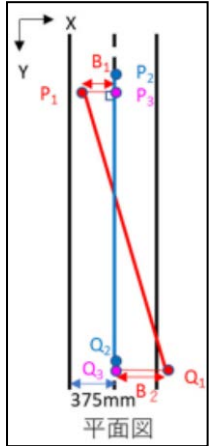
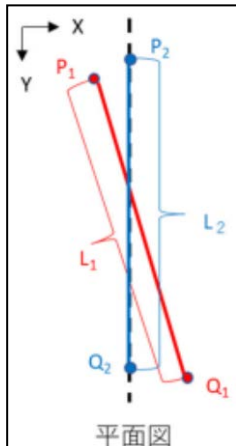
共通仕様書（農林水産土木工事編）「出来形管理基準及び規格値」 新旧対照表

工種	新（令和6年4月1日）		旧（令和5年4月1日）	
2 ほ場整備工事 2 基盤整地 田面整地	項目 規格値(mm)	(省略)	項目 規格値(mm)	(省略)
	測定基準	(省略)	測定基準	(省略)
	摘要	<u>3次元データによる出来形管理を断面管理で実施する場合にも適用することができる。</u>	摘要	<u>[新設]</u>
	項目 規格値(mm)	<u>【面管理の場合】</u> <u>①標高較差 平均値 ±50</u> <u>個々の計測値 ±150</u> <u>②均平度 (◇) ±35</u>	項目 規格値(mm)	<u>[新設]</u>
	測定基準	<p>標高較差 出来形測定箇所は、ほ場面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する出来形測定密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 なお、測定方法等の詳細については、「情報化施工技術の活用ガイドライン」等による。</p> <p>均平度 標高を測定する。 a 1区画 90a 以上については20点を標準とする。 b 1区画 30a 以上 90a 未満については12点を標準とする。 c 1区画 30a 未満については9点を標準とする。</p> 	測定基準	<u>[新設]</u>
	摘要	<u>3次元データによる出来形管理を面管理で実施する場合に適用する。</u>	摘要	<u>[新設]</u>

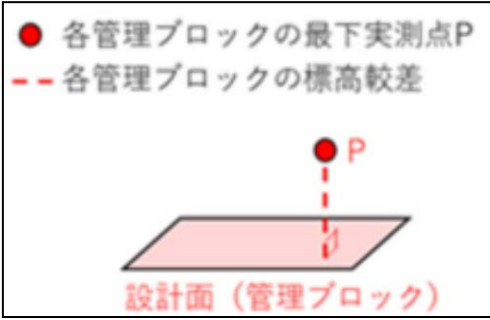
共通仕様書（農林水産土木工事編）「出来形管理基準及び規格値」 新旧対照表

工種	新（令和6年4月1日）		旧（令和5年4月1日）	
	項目 規格値(mm)	(省略)	項目 規格値(mm)	(省略)
2 ほ場整備工事 4 畦畔工	測定基準	施工延長おおおね 200m につき 1 箇所割合で測定する。施工延長を示さない場合は、1 耕区 <u>1</u> 箇所の割合で測定する。	測定基準	施工延長おおおね 200m につき 1 箇所割合で測定する。施工延長を示さない場合は、1 耕区 <u>2</u> 箇所の割合で測定する。
	摘要	(省略)	摘要	(省略)
	項目 規格値(mm)	①基準高 (V) 指定したとき <u>±100</u> ②幅 (B) <u>-75</u> ③高さ (H) <u>指定したとき -75</u> ④施工延長 -0.2% ただし延長 200m 未満 -400	項目 規格値(mm)	①基準高 (V) 指定したとき <u>±75</u> ②幅 (B) <u>±150</u> ③高さ (H) <u>±150</u> ④施工延長 -0.2% ただし延長 200m 未満 -400
2 ほ場整備工事 5 水路工（素掘）	測定基準	1. 幹線水路 施工延長おおおね 50m（測点間隔 20m にあつては 40m）につき 1 箇所割合で測定する。 2. 幹線水路以外のもの 施工延長おおおね 200m につき 1 箇所割合で測定する。	測定基準	1. 幹線水路 施工延長おおおね 50m（測点間隔 20m にあつては 40m）につき 1 箇所割合で測定する。 2. 幹線水路以外のもの 施工延長おおおね 200m につき 1 箇所割合で測定する。 <u>上記以外は 2 箇所測定する。</u>
	摘要	(省略)	摘要	(省略)
	項目 規格値(mm)	(省略)	項目 規格値(mm)	(省略)

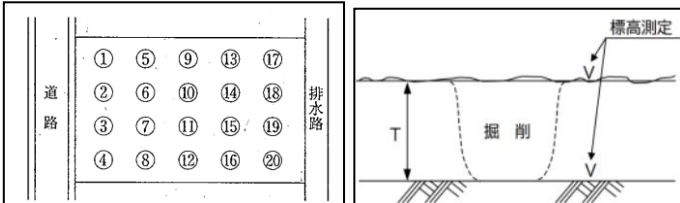
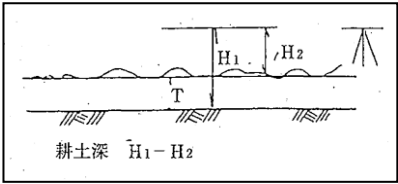
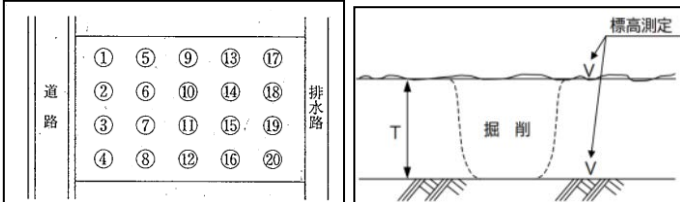
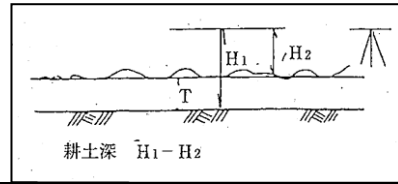
共通仕様書（農林水産土木工事編）「出来形管理基準及び規格値」 新旧対照表

工種	新（令和6年4月1日）		旧（令和5年4月1日）	
3 暗渠排水工事 6 吸水渠 集水渠（支線） 導水渠（幹線）	項目 規格値(mm)	<u>【断面管理の場合】</u> ①布設標高較差（H） +75 ②中心線のズレ（e） +375 ③水平方向延長（L） -0.2% ただし延長 500m 以下 -1,000	項目 規格値(mm)	<u>[新設]</u>
	測定基準	<p>吸水渠 上、下流端の2箇所を測定する。ただし、1本の布設延長がおおむね100m以上のときは、中間点を加えた3箇所を測定する。</p> <p>集水渠、導水渠 施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 なお、測定方法等の詳細については、「情報化施工技術の活用ガイドライン」等による。</p> <p>布設標高較差</p>  <p>中心線のズレ</p>  <p>水平施工延長</p>  <p>● 管端点(管頂設計データ) ---- 設計図面 ● 実測地点 ———— 規格値 ● 比較点 ———— 施工延長 (実測地点と最も距離が近い設計中心線上の点) ———— 設計延長</p>	測定基準	<u>[新設]</u>
	摘要	<u>3次元データによる出来形管理を断面管理で実施する場合に適用する。</u> <u>布設標高較差（H）は、基準均平高から求めるものとする。</u> <u>なお、基準均平高は、ほ場整備工事出来形管理（田面整地）の測点数とする。</u>	摘要	<u>[新設]</u>

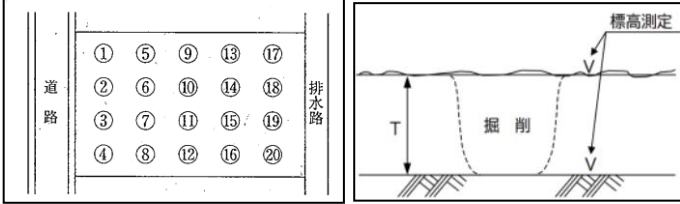
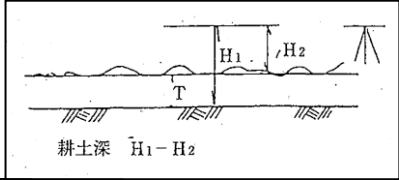
共通仕様書（農林水産土木工事編）「出来形管理基準及び規格値」 新旧対照表

工種	新（令和6年4月1日）		旧（令和5年4月1日）	
3 暗渠排水工事 6 吸水渠 集水渠（支線） 導水渠（幹線）	項目 規格値(mm)	<u>【面管理の場合】</u> ①各管理ブロックの標高較差 路線内平均 ± 100 路線内最大値 $+150$ 路線内最小値 -150 ②不良判定ブロック数 0	項目 規格値(mm)	<u>[新設]</u>
	測定基準	標高較差、不良判定ブロック数 出来形測定箇所は、天端面と法面の全面とし、全ての点で設計面との較差を算出する出来形測定密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 なお、測定方法等の詳細については、「情報化施工技術の活用ガイドライン」等による。 標高較差 	測定基準	<u>[新設]</u>
	摘要	<u>3次元データによる出来形管理を面管理で実施する場合に適用する。</u>	摘要	<u>[新設]</u>

共通仕様書（農林水産土木工事編）「出来形管理基準及び規格値」 新旧対照表

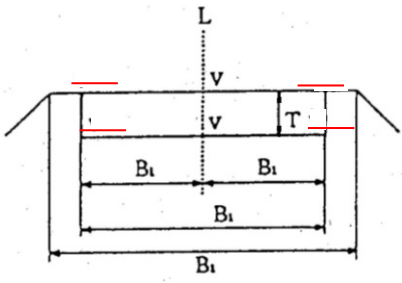
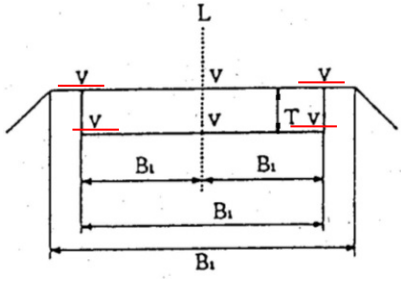
工種	新（令和6年4月1日）		旧（令和5年4月1日）	
4 客土工 1 搬入耕土	項目 規格値(mm)	①厚さ（T） -20%	項目 規格値(mm)	①厚さ（T） -20% <u>厚さでは設計値の80%で、平均値が設計厚以上。</u>
	測定基準	<p><u>標高差測定または坪掘による。</u> <u>a 1区画 90a 以上については 20 点を標準とする。</u> <u>b 1区画 30a 以上 90a 未満については 12 点を標準とする。</u> <u>c 1区画 30a 未満については 9 点を標準とする。</u></p> 	測定基準	<p><u>1. 搬入量を測定する。</u> <u>2. おおむね 1ha あたり 10 箇所坪掘測定する。</u> <u>3. 均平度測定の頻度で標高差を測定する。</u></p> 
	摘要		摘要	
4 客土工 2 搬入耕土 (全面客土)	項目 規格値(mm)	①厚さ（T） -20%	項目 規格値(mm)	①厚さ（T） -20% <u>厚さでは設計値の80%で、平均値が設計厚以上。</u>
	測定基準	<p><u>同上</u></p> 	測定基準	<p><u>1. 搬入量を測定する。</u> <u>2. 20a あたり 1 箇所坪掘測定する。</u> <u>1 区画 20a 未満については 2 点坪掘測定する。</u> <u>3. 均平度測定の頻度で標高差を測定する。</u></p> 
	摘要		摘要	

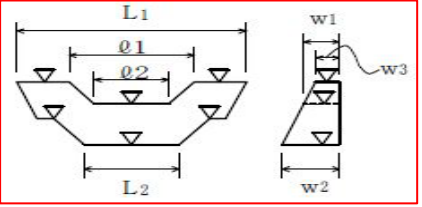
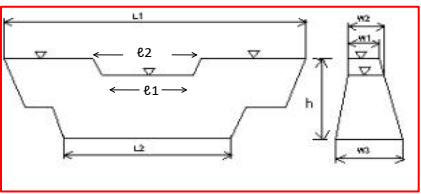
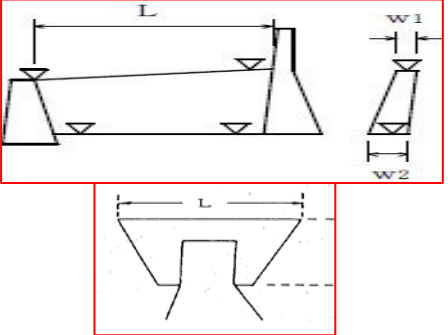
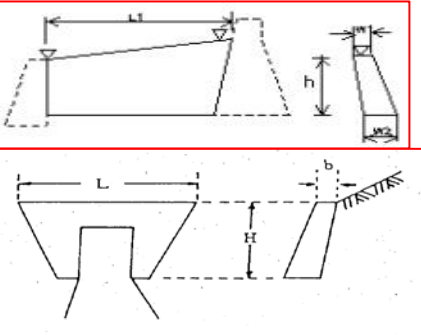
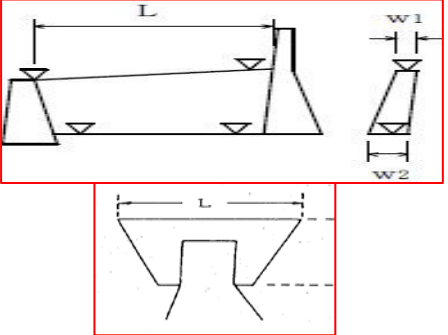
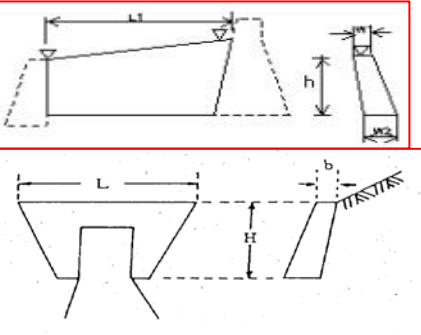
共通仕様書（農林水産土木工事編）「出来形管理基準及び規格値」 新旧対照表

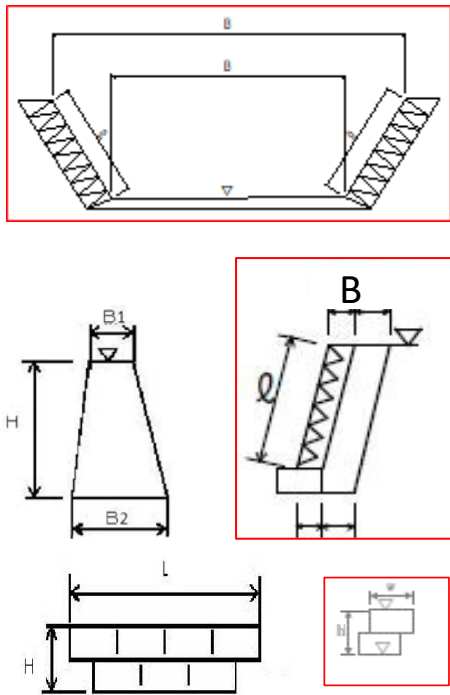
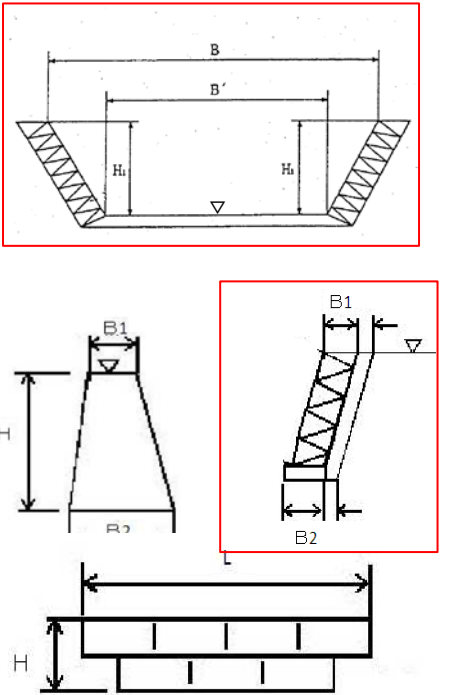
工種	新（令和6年4月1日）		旧（令和5年4月1日）	
4 客土工 3 搬入基盤土 （全面客土）	項目規格値(mm)	①厚さ（T） -20%	項目規格値(mm)	①厚さ（T） -20% <u>厚さでは設計値の80%で、平均値が設計厚以上。</u>
	測定基準	同上 	測定基準	1. <u>搬入量を測定する。</u> 2. <u>1区画1箇所坪掘測定する。</u> 3. <u>均平度測定の頻度で標高差を測定する。</u> 
	摘要		摘要	
5 ため池工事 1 堤体工	項目規格値(mm)	(省略)	項目規格値(mm)	(省略)
	測定基準	(省略)	測定基準	(省略)
	摘要	1～3 (省略) <u>4 3次元データによる出来形管理を断面管理で実施する場合にも適用することができる。</u>	摘要	<u>1～3 (省略)</u>
5 ため池工事 2 刃金工	項目規格値(mm)	(省略)	項目規格値(mm)	(省略)
	測定基準	(省略)	測定基準	(省略)
	摘要	<u>3次元データによる出来形管理を断面管理で実施する場合にも適用することができる。</u>	摘要	<u>[新設]</u>

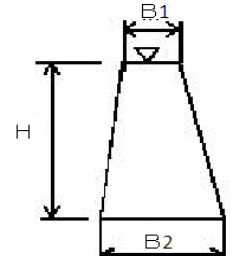
共通仕様書（農林水産土木工事編）「出来形管理基準及び規格値」 新旧対照表

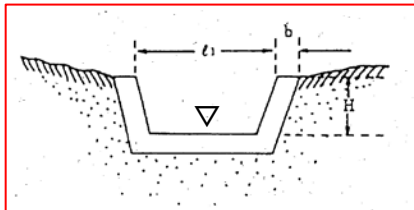
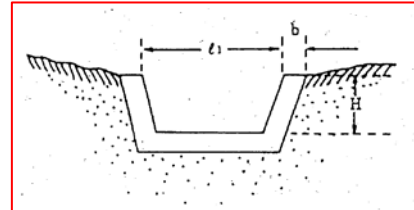
工種	新（令和6年4月1日）		旧（令和5年4月1日）	
5 ため池工事 4 樋管工 同上付帯構造物 （土砂吐ゲート等）	項目 規格値(mm)	(省略)	項目 規格値(mm)	(省略)
	測定基準	基準高、厚さ、幅、高さ <u> </u> については施工延長 10m につき 1 箇所割合で測定する。 ジョイント間隔については、1 本毎に測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。 <div data-bbox="741 668 1019 1013" data-label="Diagram"> </div>	測定基準	基準高、厚さ、幅、高さ、 <u>中心線のずれ</u> については施工延長 10m につき 1 箇所割合で測定する。 ジョイント間隔については、1 本毎に測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。
	摘要	(省略)	摘要	(省略)

項	新（令和6年4月1日）		旧（令和5年4月1日）	
	項目	規格値（mm）	項目	規格値（mm）
7 林道 3 路盤構造物 (3) 砂利道路盤工 (I)	①基準高 (V) ②幅 (B) ③厚さ (t) ④施工延長 (L)	±50 -50 <u>-10%</u> -0.2% ただし50未満 -100	①基準高 (V) ②幅 (B) ③厚さ (t) ④施工延長 (L)	±50 -50 <u>-15%</u> -0.2% ただし50未満 -100
	測定基準	測定箇所	測定基準	測定箇所
	施工延長40m毎に1箇所の割合で測定する。施工延長40m未満は2箇所測定する。厚さは施工延長200mにつき1箇所坪堀により測定する。基準高は道路の中心線 _____ で測定する。		施工延長40m毎に1箇所の割合で測定する。施工延長40m未満は2箇所測定する。厚さは施工延長200mにつき1箇所坪堀により測定する。基準高は道路の中心線 及び端部 で測定する。	
(4) 砂利道路盤工 (II)	①幅 (B) ②厚さ (t) ③施工延長 (L)	-100 <u>-10%</u> -0.2% ただし50未満 -100	①幅 (B) ②厚さ (t) ③施工延長 (L)	-100 <u>-15%</u> -0.2% ただし50未満 -100
5 ベンチフューリー 排水フリーム 道路側溝	項目	規格値（mm）	項目	規格値（mm）
	①基準高 (V) ②施工延長	<u>±30</u> 但し舗装と近接する場合は舗装計画高より天端高を高くしてはならない。 <u>-200</u>	①基準高 (V) ②施工延長	<u>±40</u> 但し舗装と近接する場合は舗装計画高より天端高を高くしてはならない。 <u>-0.1%</u> ただし延長200m未満 <u>-200</u>
	測定基準	測定箇所	測定基準	測定箇所
	施工延長おおむね <u>40m</u> につき1箇所の割合で測定する。 <u>40m以下のものは1施工箇所に付き2箇所測定する。</u>	(略)	施工延長おおむね <u>50m</u> （ <u>測点間隔20mにあっては40m</u> ）につき1箇所の割合で測定する。 _____	(略)

項	新（令和6年4月1日）		旧（令和5年4月1日）	
	項目	規格値（mm）	項目	規格値（mm）
8 溪間工 2 コンクリートダム (本ダム、副ダム、垂 直壁、帯工)	①基準高（▽） ②幅、（w） ③放水路長（ ℓ ） <hr/> ④堤 長（L）	± 30 <u>-30</u> <u>± 50</u> <hr/> <u>-50</u> <hr/> <hr/>	①基準高（▽） ②幅、（w） ③放水路長（L） <u>③高 さ（h）</u> ④堤 長（L）	± 30 <u>± 30</u> <u>± 30</u> <u>-30</u> <u>$-L/300$</u> <u>ただし $-L/300 \geq -50$の場合 -50</u> <u>$-L/300 \leq -150$の場合 -150</u>
	測定基準	測定箇所	測定基準	測定箇所
	(略)		(略)	
3 水叩	①基準高（▽） ②幅（w） ③厚 さ（t） ④延 長（L）	± 30 <u>-30</u> <u>-30</u> <u>-50</u> <hr/> <hr/> <hr/>	①基準高（▽） ②幅（w） ③厚 さ（t） ④延 長（L）	± 30 <u>± 30</u> <u>-30</u> <u>$-L/300$</u> <u>ただし $-L/300 \geq -50$の場合 -50</u> <u>$-L/300 \leq -150$の場合 -150</u>
	測定基準	測定箇所	測定基準	測定箇所
	(略)		(略)	
4 側壁、袖かくし及び 間詰コンクリート	①基準高（▽） ②厚さ（w） <hr/> ③延 長（L）	± 30 <u>-30</u> <hr/> <u>-50</u> <hr/> <hr/>	①基準高（▽） ②厚さ（ <u>b</u> , w） <u>③高 さ（H, h）</u> <u>④延 長（L）</u>	± 30 <u>± 30</u> <u>-30</u> <u>$-L/300$</u> <u>ただし $-L/300 \geq -50$の場合 -50</u> <u>$-L/300 \leq -150$の場合 -150</u>
	測定基準	測定箇所	測定基準	測定箇所
	(略)		(略)	

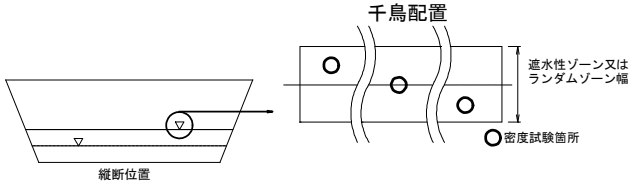
項	新（令和6年4月1日）		旧（令和5年4月1日）	
	項目	規格値（mm）	項目	規格値（mm）
8 流路工、護岸工 (コンクリートブロック等構造) (コンクリート土留工) (大型フトンカゴ、フトンカゴ等構造)	①基準高（中心線）（▽） ②流路幅（B） ③施工延長（中心線）	±50 -40 -0.1% ただし延長150m未満 -150	①基準高（中心線）（▽） ②流路幅（B） ③施工延長（中心線）	±50 -40 -0.1% ただし延長150m未満 -150
	①基準高（▽） ②幅（B） ③法長（ℓ） ④施工延長（L）	<u>±50</u> <u>-50</u> <u>ℓ < 3m -50</u> <u>ℓ ≥ 3m -100</u> <u>-200</u>	①基準高（▽） ②幅（B） <u>③高さ（H）</u> ④施工延長	<u>±30</u> <u>±30</u> <u>-30</u> <u>-0.1% ただし延長150m未満 -150</u>
	①基準高（▽） ②高さ（H） ③厚さ（B） ④延長（L）	<u>±50</u> <u>H < 3m -50</u> <u>H ≥ 3m -100</u> <u>-30</u> <u>-50</u>		
	①基準高（▽） ②幅（B） ③高さ（H） ④施工延長（L）	±50 <u>-50</u> -50 <u>-200</u>	①基準高（▽） ②幅（B） ③高さ（H） ④施工延長	±50 <u>±30</u> -50 <u>-0.1% ただし延長150m未満 -150</u>
測定基準	測定箇所	測定基準	測定箇所	
(略)		(略)		

項	新（令和6年4月1日）		旧（令和5年4月1日）	
	項目	規格値（mm）	項目	規格値（mm）
9 仮設道 路盤工	①幅（B） ②厚さ（T） ③施工延長（L）	-100 <u>-10%</u> -0.2% ただし延長50m未満 -100	①幅（B） ②厚さ（T） ③施工延長（L）	-100 <u>-15%</u> -0.2% ただし延長50m未満 -100
9 山腹工 2 土留工 コンクリート擁壁工	①基準高（▽） ②幅（B） ③高さ（h） ④延長（L）	±50 <u>-30</u> h<3000の場合 -50 h≥3000の場合 -100 <u>-50</u>	①基準高（▽） ②幅（B） ③高さ（h） ④延長（L）	±50 <u>±30</u> h<3000の場合 -50 h≥3000の場合 -100 <u>-L/300</u> <u>ただし -L/300 ≥ -50の場合 -50</u> <u>-L/300 ≤ -150の場合 -150</u>
コンクリートブロック 工	①基準高（▽） ②幅（B） ③のり長（h） ④延長（L）	±50 <u>-30</u> -50 -L/100 ただし -L/100 ≥ -50の場合 -50 -L/100 ≤ <u>-200</u> の場合 -200	①基準高（▽） ②幅（B） ③のり長（h） ④延長（L）	±50 <u>±30</u> -50 -L/100 ただし -L/100 ≥ -50の場合 -50 -L/100 ≤ <u>-150</u> の場合 -200
鋼製自在枠 大型ふとんかご	①基準高（V） ②幅（b） ③延長（L） ④下流倒れ	±50 <u>-50</u> <u>-50</u> <u>±0.02H1</u>	①基準高（▽） ②幅（B） ③高さ（H） ④延長（L）	±50 <u>±50</u> <u>-50</u> <u>-L/300</u> <u>ただし -L/300 ≥ -50の場合 -50</u> <u>-L/300 ≤ -150の場合 -150</u>
	測定基準	測定箇所	測定基準	測定箇所
	(略)	鋼製ダム（枠工タイプ）、鋼製自在枠、大型ふとんかごに準ずる	(略)	

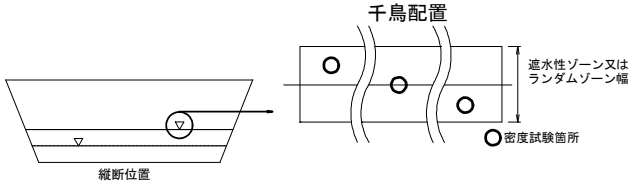
項	新（令和6年4月1日）		旧（令和5年4月1日）	
	項目	規格値（mm）	項目	規格値（mm）
3 水路工 コンクリート 張石 平張ブロック 粗石張	①基準高（▽） ②延長（L） ③幅（ \varnothing ） ④厚さ（b） ⑤高さ（H）	±30 -200 -30 -20 -30	①延長（L） ②幅（ \varnothing ） ③厚さ（b） ④高さ（H）	-150 -30 -20 -30
	測定基準	測定箇所	測定基準	測定箇所
	(略)		(略)	
コンクリート半円管 コルゲート半円管 コルゲートフリューム	項目	規格値（mm）	項目	規格値（mm）
	①延長（L）	-200	①延長（L）	-0.2%
植生土のう張 張芝 編柵 丸太柵	項目	規格値（mm）	項目	規格値（mm）
	①延長（L） ②弦長（ \varnothing ） ③深さ（b）	-200 -100 -50	①延長（L） ②弦長（ \varnothing ） ③深さ（b）	-0.2% -50 -50
礫 粗朶 鉄線籠 集水管	項目	規格値（mm）	項目	規格値（mm）
	①延長（L） ②幅（W） ③深さ（H）	-200 -50 -30	①延長（L） ②幅（W） ③深さ（H）	-0.2% -50 -50
5 柵工 編柵 木柵 丸太柵	項目	規格値（mm）	項目	規格値（mm）
	①高さ（H） ②延長（L） ③杭使用本数 ④杭間隔 ⑤杭末口径	-30 L<10m -200 L≥10m -2% 設計値以上 +200 -10%	①高さ（H） ②延長（L）	-10.0% -0.2% ただし、50m未満は-100
7 筋工 丸太	項目	規格値（mm）	項目	規格値（mm）
	①高さ（H） ②延長（L）	-30 L<10m -200 L≥10m -2%	①高さ（H） ②延長（L）	-10.0% -0.2% ただし、50m未満は-100

項	新（令和6年4月1日）		旧（令和5年4月1日）	
	項目	規格値（mm）	項目	規格値（mm）
木製ブロック積	①延長（L）	<u>$L < 10m$ -200</u> <u>$L \geq 10m$ -2%</u>	①延長（L）	<u>-0.2% ただし、50m未満は-100</u>
8伏工 全面	①法長（ θ ） ②延長（L）	<u>$\theta < 5m$ -200</u> <u>$\theta \geq 5m$ -4%</u> <u>-200</u>	①法長 ②延長（L）	<u>-2.0%</u> <u>-0.2%</u>
10植栽工	①面積 ②本数	<u>設計面積をしまわらない</u> (活着率80%以上) <u>設計本数をしまわらない</u> (活着率80%以上)	①面積 ②本数	<u>-0 m²</u> (活着率80%以上) <u>-0 本</u> (活着率80%以上)
11なだれ柵工	①基準高（V） ②基礎幅（b） ③バットレスの角度（ θ ） ④高さ（H） ⑤延長（L）	±50 <u>-30</u> ±60分 -50 10m未満（1基当たり）-50	①基準高（V） ②基礎幅（b） ③バットレスの角度（ θ ） ④高さ（H） ⑤延長（L）	±50 <u>-20</u> ±60分 -50 10m未満（1基当たり）-50
10保安林整備 4下刈り	①面積	設計面積をしまわらない	①面積 ②被覆状況	設計面積をしまわらない <u>設計被覆率をしまわらない</u>
	測定基準	測定箇所	測定基準	測定箇所
	面積については、施工範囲を測定する。	(略)	面積については、施工範囲を測定する。 <u>被覆率については、下刈り前に標準地内の被覆状況を確認し、状況写真を監督員へ提出すること。</u>	(略)

共通仕様書（農林水産土木工事編）「品質管理基準及び規格値」 新旧対照表

工種・種別・区分・試験項目	新（令和6年4月1日）		旧（令和5年4月1日）	
2 ため池整備工 工種：ため池 種別：施工（前ランダム・遮水性ゾーン） 区分：必須 試験項目： 現場密度の測定	試験方法	(省略)	試験方法	(省略)
	規格値	(省略)	規格値	(省略)
	試験基準	(省略)	試験基準	(省略)
	摘要	1 回とは、縦断方向の 3 個の平均値をもって 1 回とする。 	摘要	1 回とは、縦断方向の 3 個の平均値をもって 1 回とする。
2 ため池整備工 工種：ため池 種別：施工（前ランダム・遮水性ゾーン） 区分：必須 試験項目：透水試験	試験方法	(省略)	試験方法	(省略)
	規格値	(省略)	規格値	(省略)
	試験基準	(省略)	試験基準	(省略)
	摘要	1 回とは、 <u>横断方向の中央付近で 1 箇所実施する。</u>	摘要	1 回とは、 <u>縦断方向の 2 個の測定をもって 1 回とし、いずれも規格値を満たさなければならない。</u>

共通仕様書（農林水産土木工事編）「品質管理基準及び規格値」 新旧対照表

工種・種別・区分・試験項目	新（令和6年4月1日）		旧（令和5年4月1日）	
2ため池整備工 工種：ため池 種別：施工（後ランダムゾーン） 区分：必須 試験項目： 現場密度の測定	試験方法	（省略）	試験方法	（省略）
	規格値	（省略）	規格値	（省略）
	試験基準	（省略）	試験基準	（省略）
	概要	1回とは、縦断方向の3個の平均値をもって1回とする。 	概要	1回とは、縦断方向の3個の平均値をもって1回とする。
2ため池整備工 工種：ため池 種別：施工（後ランダムゾーン） 区分：必須 試験項目：透水試験	試験方法	（省略）	試験方法	（省略）
	規格値	（省略）	規格値	（省略）
	試験基準	（省略）	試験基準	（省略）
	概要	1回とは、 <u>横断方向の中央付近で1箇所実施する。</u>	概要	1回とは、 <u>縦断方向の2個の測定をもって1回とし、いずれも規格値を満たさなければならない。</u>

共通仕様書（農林水産土木工事編）「写真管理基準」 新旧対照表

項目	新（令和6年4月1日）	旧（令和5年4月1日）
表紙	<p style="text-align: center;">農林水産土木工事写真管理基準</p> <p>この農林水産土木工事写真管理基準は、土木工事写真管理基準に基づき定めたものである。</p> <p>1 適用 この基準は、福島県農林水産部が発注する農林水産土木工事について適用する。 なお、この基準に定めのないものについては土木工事写真管理基準のほか、「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省_____）」及び「<u>森林整備保全事業ICT活用工事(各工種)試行実施要領(林野庁)</u>」<u>等</u>によるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">農林水産土木工事写真管理基準</p> <p>この農林水産土木工事写真管理基準は、土木工事写真管理基準に基づき定めたものである。</p> <p>1 適用 この基準は、福島県農林水産部が発注する農林水産土木工事について適用する。 なお、この基準に定めのないものについては土木工事写真管理基準のほか、「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省<u>農村振興局整備部設計課</u>）」<u>_____</u>によるものとする。</p>

共通仕様書（農林水産土木工事編）「写真管理基準」 新旧対照表

区分・工種・種別	新（令和6年4月1日）		旧（令和5年4月1日）	
区分：出来形管理 工種：土水路 種別：掘削	撮影項目	(省略)	撮影項目	(省略)
	撮影時期	(省略)	撮影時期	(省略)
	撮影頻度	<u>200～400mに1回または1施工単位に1回 上記未满是2箇所撮影</u>	撮影頻度	<u>100mに1回または1施工単位に1回</u>
区分：出来形管理 工種：コンクリート 二次製品水路 種別：本体	撮影項目	(省略)	撮影項目	(省略)
	撮影時期	(省略)	撮影時期	(省略)
	撮影頻度	<u>50～100mに1回または1施工単位に1回 上記未满是2箇所撮影</u>	撮影頻度	<u>100mに1回または1施工単位に1回</u>
区分：出来形管理 工種：組立水路 種別：組立	撮影項目	<u>[削除]</u>	撮影項目	<u>組立状況、幅・高さ・法勾配</u>
	撮影時期	<u>[削除]</u>	撮影時期	<u>施工中、施工後</u>
	撮影頻度	<u>[削除]</u>	撮影頻度	<u>200mに1回または1施工単位に1回</u>
区分：出来形管理 工種：スプリンクラ ー 種別：設置	撮影項目	<u>[削除]</u>	撮影項目	<u>数量状況</u>
	撮影時期	<u>[削除]</u>	撮影時期	<u>埋戻前</u>
	撮影頻度	<u>[削除]</u>	撮影頻度	<u>1工区2回または1施工単位に1回</u>

共通仕様書（農林水産土木工事編）「写真管理基準」 新旧対照表

区分・工種・種別	新（令和6年4月1日）		旧（令和5年4月1日）	
区分：出来形管理 工種：客土 種別：搬入耕土深	撮影項目	厚さ <u>（坪堀）</u> その他必要箇所	撮影項目	厚さ _____ その他必要箇所
	撮影時期	（省略）	撮影時期	（省略）
	撮影頻度	（省略）	撮影頻度	（省略）
区分：出来形管理 工種：ほ場整備 種別：幹線道路（砂利道以下）	撮影項目	（省略）	撮影項目	（省略）
	撮影時期	（省略）	撮影時期	（省略）
	撮影頻度	<u>50</u> ～100m または 1 施工単位に 1 回	撮影頻度	_____100m または 1 施工単位に 1 回
区分：出来形管理 工種：ほ場整備 種別：支線道路（砂利道以下）	撮影項目	（省略）	撮影項目	（省略）
	撮影時期	（省略）	撮影時期	（省略）
	撮影頻度	<u>200</u> ～ <u>400</u> m または 1 施工単位に 1 回	撮影頻度	200 _____m または 1 施工単位に 1 回